

「第2回 門真市地域公共交通会議」議事録

日時：令和4年8月16日（火）午後2時から午後3時3分

場所：門真市保健福祉センター 4階会議室

出席者：（門真市地域公共交通会議委員）12名中10名出席 富田会長、田中副会長、三田委員、塩野委員、松田委員、中西委員、酒井委員、良委員、山本委員、長谷川委員

（※分野別、委員会名簿順）

（事務局）

まちづくり部：中島技監

地域整備課：長光課長、本村課長補佐、高橋主任、宮前主査、木村係員

パシフィックコンサルタンツ(株)：倉林技術主任

傍聴：2名

開会

1. 挨拶

【事務局】

定刻となりましたので第2回門真市地域公共交通会議を開催いたします。

本日はご多忙にもかかわらず、ご出席いただき誠にありがとうございます。司会を務めさせていただきます、まちづくり部地域整備課長の長光でございます。

本日は、委員12名中10人がご出席されており、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

尚、後日議事録を作成させていただくため、会議内容を録音させていただきますこと、何卒ご了承いただきますようお願いいたします。

2. 門真市地域公共交通会議委員の委嘱について

【事務局】

それでは、次第の2に移りまして委員委嘱についてご報告させていただきます。

京阪バス株式会社、経営企画室、課長の神原様が6月末に人事異動となられましたので、本日より後任の委員にご就任いただきました京阪バス株式会社、経営企画室、課長、三田様にご出席いただいております。何卒よろしくお願い致します。

それでは、案件に入らせていただく前に、本日の資料を確認させていただきたいと存じます。

資料1 議事次第

資料2 第1回門真市地域公共交通会議 意見への対応（案）

資料3-1 小規模乗合型輸送システム（案）について、2ページございます。

資料3-2 門真市地域公共交通会議 検討経緯

資料4 小規模乗合型輸送システムの導入に向けた利用促進策（案）

資料5 答申書（案）

最後に参考資料1として第1回会議資料を添えております。

資料の不足はございませんでしょうか？

それでは、ここからの進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

3. 議事

案件1 第1回門真市地域公共交通会議 意見への対応(案)について

【会長】

それでは、次第3の「議事」案件1の「第1回門真市地域公共交通会議 意見への対応(案)について」を議題とさせていただきます。事務局から説明願ひます。

【事務局】

資料2の「第1回門真市地域公共交通会議 意見への対応(案)」を資料説明

(説明)

【事務局】

前回の会議で京阪バス様よりご意見のありました、門真市が運行補助を行っております、京阪バス路線の7号系統の廃止についてここでご報告させていただきます。

本市が平成23年度より、運行経費の一部を補助し運行を開始いたしました、京阪バス路線7・7A系統の運行補助路線について、新型コロナウイルス感染症の拡大による移動制限や働き方の変化(テレワーク等)により移動需要が低調となったことで、従来よりも更に赤字額が拡大し、事業継続が困難となったため京阪バス(株)より昨年補助金増額の申し出がありました。

このことにつきまして、需要増加に資する路線再編等を検討いたしましたが、大幅な需要増加が見込めず、今後は需要に応じた効率的な路線再編が必要であることから、運行補助金を増額し路線を維持する判断には至らず、京阪バス(株)と協議した結果、市も承諾の上路線を廃止することと致しました。

【会長】

どうもありがとうございました。前回の会議での意見に対する対応についてご説明いただきましたが、これらに対しましてご意見等ございませんでしょうか。

【委員】

コミュニティバスについて、当社からも発言させていただきます。先ほど門真市様からご報告がありましたとおり、門真市内線につきまして門真市様とも協議させていただいた結果、今年度末をもって運行を終了させていただく予定にしております。

当該路線については、門真市様と運行開始当初より協議させていただき、運行を開始した路線です。交通空白地や市の施設を巡回するという目的もあることから、当初より赤字運行が想定されておりましたため、門真市様より運行補助金を一部頂戴し、今日まで運行を行ってまいりました。

門真市様へは、門真市内線を継続して運行させるため、かねてより運行補助金の増額をお願いしていたところではありますが、門真市様より先ほどご報告いただいたとおり、大幅な需要増加が見込めないこと等から、補助金の増額がお認めいただけず、門真市様との協議の結果、やむを得ず廃止とさせていただきます。

当社としましても、コロナ禍前より少子高齢化による利用者の減少や、乗務員不足等で路線バス事業の運営は大変厳しい状況でありましたが、さらにコロナ禍における感染拡大や生活様式の変更により、全路線的に利用者の減少に拍車がかかり、2年連続で大きな赤字となっております。さらには、直近の燃料費の高騰により、収支改善や事業効率化が喫緊の課題となっておりまして、補助金を一部頂戴していても赤字運行となる路線をこのまま継続して運行するわけにはまいりません。利用者の皆様には大きな影響があるということは重々承知しているところですが、何卒ご理解いただきたいと思っております。以上です。

【会長】

はい、事情のご説明でございました。そのほかよろしいでしょうか。

それでは、一言私のほうからもお話しさせていただきたいのですが、廃止されるコミバスについての周知は門真市さんの広報紙や京阪バスさんのホームページ等でお知らせいただけたらと思いますが、あまり詳しく広報紙を見られない住民の方もいるのではないかとということも心配されますので、現在の利用者の方々への周知として、例えばバス車内に廃止後は別の何々系統をご利用くださいなど張るなど、4月からの利用者が慌てないようにご配慮いただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次の案件に移りたいと思っております。

案件2 小規模乗合型輸送システム（案）について

【会長】

次に、案件2の「小規模乗合型輸送システム（案）について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料3-1の「小規模乗合型輸送システム（案）について」を資料説明

(説明)

【会長】

どうもありがとうございました。ただいまのご説明について、ご意見等ございますでしょうか。

【委員】

自治連合会より、この乗合タクシーの利用は市の南東部の地域内が対象となっておりますので、利用の広報などは自治会の回覧板などを利用して周知を図ったほうが良いのではないかと前回の会議終了後に事務局に申し上げました。それで、言い忘れたのですが、自治会に入っていない会員さんには自治会の掲示板、門真市さんの広報板がありますので、それに掲示をしたらどうかということをつけ加えたいと思っております。

また回覧、範囲内を見回したところ、北岸和田、島頭東、府営三ツ島住宅、水島自治会の区域境界線が不明なので、その辺をもう一度見直してほしいということを事務局にお願いしました。以上です。

【会長】

どうもありがとうございました。

【事務局】

今お話しいただきました内容についてご説明をつけ加えてさせていただきます。委員からの意見に基づきまして自治会の区域の境界線を変更させていただきましたところが今回の資料で3カ所ございまして、資料3-2と資料4の図と比べていただくとわかりやすいのですが、資料3-2は前回の協議結果の内容になります。1つ目が運行区域の中心から北西、右上のところから左側につき出た形に変更しております。2つ目が、中心から南西方向、左下の部分になるのですが、三ツ島団地前のバス停のところからちょっととんがった形になっております。3つ目に、中央から北西方向の左上のスーパーライフのところあたりですが、ここは若干変更しております。変更箇所はこの3カ所となり自治会区域の境界線に合わせて、小規模乗合型輸送システムの運行区域を変更させていただきました。

また各自治会様には本システムの協議が整い、市の予算成立後に乗合タクシーの利用方法について回覧のご依頼をさせていただき予定となっております。

また、本システムの導入時期につきまして、当初令和5年7月の運行を予定しておりましたが、関係機関との調整が整いましたら予定を前倒しいたしまして、令和5年4月に運行を開始するため現在調整を行っておりますことをご報告させていただきます。

また、本システムを運行いただく事業者様につきましては、前回の会議でも少しお話しさせていただきましたが、大阪タクシー協会より門真市地域に密着したタクシー事業者様としてご推薦をいただきました吉岡委員が所属する門真交通株式会社様へ本システムの実証運行をご依頼するものとしております。以上です。

【会長】

ほかにはご意見等ございますでしょうか。

【委員】

利用対象者についてですが、高齢者70歳以上というところで、どこかで年齢の利用の幅を定めないと進まないという理解はありますが、年齢だけではなくて、個人の体力の差が高齢者になるほど大きくなっていくものから、そのあたりは実証運行の中で利用状況をつかみながら今後検討される余地があるのかどうか、障がい者の方は介助者の同伴が認められておられるのですが、高齢者についてはその記載が資料の中からは、私が読み取れなかつただけかもしれないのですが、ないのかなど。お体がお弱りになって急遽今日は介助者の同伴が必要だというときに、そういった対応というのは柔軟にしていだけるのか、というところを教えてくださいたいと思います。

【事務局】

70歳以上とさせていただいているのですが、これは免許更新のときに高齢者の講習が始まる年齢ということで70歳以上とさせていただいています。確かに高齢者の中にも足の不自由な方などがおられ、その方の介助者は存在すると理解できる場所ではあります。そういった方々への対応については今後3年間の実証運行を行う中で、そういった市民のお声を聞き取り改善を図っていきたいと思っています。以上です。

【事務局】

介助の範囲について補足をさせていただきます。委員のご指摘のとおり、高齢者の方の介助者については無料という対応はしていないというところですが、その理由ですが、基本的に乗合タクシーというのは高

高齢者のお出かけ機会を少しでも増やすことを目的に、お一人でも動ける方の移動を少しでも増やしていこうというところであります。高齢者の方で、障がい者の方もそうですが、動くことが困難な方というのはもともと保健福祉制度のなかで図っていただいている。小規模乗合型輸送システムで高齢者の介護者に対応するということは、そこから外れていくといえますか、介助者がいなくても動くことができる方を対象にするというのが本システムの趣旨でございます。障がい者の方については、聞き取りする中で、介助者同伴で動いている方が非常に多いという実態があるため、障がい者の方の介助者は無料として制度をスタートさせるものです。先ほど申しましたとおり、実証運行の中で皆様のお声を聞きながら改善していきたいと考えております。以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。そのほかはよろしいでしょうか。

【委員】

全体的なところですが、小規模乗合型輸送システムの運行区域内にバス停が多くあります。小規模乗合型輸送システムの運賃が300円、運行区域が制限されており、バスの利用者と一定異なるとは想定されますが、当社としては本システムの運行区域内でバスを運行しておりますので、今後の実証運行でバス利用状況に影響がもしあるということであれば、協議をさせていただいた上で、路線バスの廃止あるいは減便ということもあり得ると考えております。

【会長】

ありがとうございました。並行して実証運行期間中に調査をさせていただいてという、そういうお話ですか。

【委員】

特別な調査というわけではないですが、当然当社のほうでバスの利用状況はわかりますので。

【会長】

そうですか。またこの会議でご報告いただけることでよかったですか。

【委員】

バスの利用状況に影響があるということになりますと。

【会長】

わかりました。よろしく申し上げます。そのほかよろしいでしょうか。

【委員】

先ほど事務局からも言うていただきましたとおり、福祉的なところの部分では介護保険のサービスや障がい者の福祉サービスの中で、求められることを拡充していく必要があると考えているのですが、コロナの中で社会生活そのものが変わってきていて、出かけなくてもいいような、それで要件を満たすような生活に置き換わっていく、長い目で見たらそういった生活になると聞いている中で、誰もが利用できる公共

交通というのはインフラとして地域の中で大事にしていかなければいけないことかなと思いますので、このあり方の検討を継続していただけたらと思っております。以上です。

【会長】

ありがとうございました。事務局から特によろしいですか。

まさに、本会議は、公共交通をどうやって地域の方のためのバスとして維持していくかとか、難しかったときにはまた新たな方法で足をどのように確保していくか、ということを検討するための場だと思いますので、こういう場で発展的にいろいろな問題が解決できていけばいいのかなと思っております。また事務局のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいですか。活発なご意見をいろいろといただけたのかなと思ひます。

それでは、本システムの運行計画（案）につきましては事務局案のとおりでよろしいでしょうか。お諮りさせていただきます。

（「異議なし」の声あり）

【会長】

では、ご承認いただいたということで、ありがとうございます。それでは、事務局案のとおり採用して決定させていただきます。

案件3 小規模乗合型輸送システムの導入に向けた利用促進策（案）について

【会長】

次に、案件3の「小規模乗合型輸送システムの導入に向けた利用促進策（案）について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料4の「小規模乗合型輸送システムの導入に向けた利用促進策（案）について」を資料説明

（説 明）

【会長】

どうもありがとうございました。ただいまのご説明についてご意見等ございませんでしょうか。

【事務局】

事務局から補足させていただきます。利用促進策のところですが、ご承知のとおり今回の乗合タクシーは運行区域内を自由に運行する形態ですが、これは日常生活を支える足という趣旨がございますので、区域内の病院であったりスーパーであったり、そういうところの生活を支えるということで、ただ一方、駅のほうに向かわれて市外へ出ていかれる高齢者の方もいらっしゃる。その足をどう確保していくかというところで、今回の利用促進策ということを考えているところです。資料3-1の1ページ目の左上を見ていただきたいのですが、75歳以上の高齢者の方の中に、既存のバス停まで300mを歩いていくことが困難という高齢者の方が一定数いらっしゃるのところから、乗合タクシーを利用していただいてバス停まで向

かっていただいて、そこからバスに乗り換えて駅へ向かって市外に出ていただくという仕組みを考えたところが移動促進案の趣旨ということで補足させていただきたいと思います。以上でございます。

【会長】

どうもありがとうございます。そのほかよろしいでしょうか。

【委員】

路線バスとの乗り換え割引ですが、この図で言いますと乗合タクシーから路線バスに乗り換えたときに割引を受けると書かれていますが、その逆は割引が可能なのかというところが1点と、乗り換えがある方は地図にあるバス停すべて乗り換えが可能なのかどうか、それともどこか設定されるのかどうかについてお聞かせください。

【事務局】

利用促進策として乗合タクシーからバスへ乗り換える際の割引として今回実施しますので、一方方向の割引と考えております。

バスへの乗継場所ですが、この黄色の地区内エリア中にございますバス停であれば利用促進のチケットを使っただけのものと考えております。

【会長】

そのほかよろしいでしょうか。

【事務局】

今回の利用促進案ですが、乗合タクシーの利用者が路線バスへ乗継される場合に、利用できる割引チケットの配付を想定しており、路線バスと乗合タクシーの利用促進と共に、乗合タクシーから路線バスへの乗継件数がどの程度あるか、などを確認する意味も含め実施いたしたいと考えています。また地区内エリアにバス停がない大阪シティバス様につきましては乗り換えがございませんので、今回対象外となっております。本日、大阪シティバス様は欠席されておりますが、事前ご了承いただいておりますことをご報告させていただきます。また利用促進案につきましてはの細かな運用方法等は近鉄バス様、京阪バス様と個別に調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、乗合タクシーの運行事業及び路線バスの利用促進案の実施につきましては、本年予算計上を行い、議会承認を頂くことが前提となっておりますことも併せてご報告させていただきます。以上です。

【会長】

ありがとうございます。そのほかご意見はよろしいでしょうか。

【委員】

聞き忘れたのか聞き漏れたのかわからないのですが、乗り継ぎ割引で100円から130円と差があるのですが、これの意味合いが何かあるのですか。区域内であったら100円、区域外だったら130円という位置づけなのか、その辺を教えていただきたいと思います。

【事務局】

割引を100円又は130円のどちらかの形にさせていただくのですが、運行事業者さんと調整する段階で、230円の運賃に対し130円の運賃割引の場合、利用者は割引チケットと100円支払えばよいのですが、目視で確認される運転士さんの問題もあろうかと思しますので、その辺の調整を今後バス事業者さんとさせていただいて、100円から130円の範囲で運用しやすい額を調整し利用促進を行っていくということでございます。以上です。

【会長】

そのほかよろしいでしょうか。それでは、活発なご意見をいただけたのではないかと思います。

それでは、公共交通の利用促進策（案）について、先ほどの事務局の案のとおりお諮りしたいと思えます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】

ご異議がないようですので、公共交通利用促進について事務局案を採用し、決定させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

案件4 答申書（案）について

【会長】

次に、案件4の「答申（案）について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

お手元の資料5をご覧ください。本市より「小規模乗合型輸送システムの導入」について諮問をいたしましたことについて、当会議におきましてご審議を賜り、本日、お諮りいただきました乗合タクシーの運行計画を添えて答申をいたします。また、今回の運行方法が実証運行となっておりますので、今後、より良いシステムとなるよう事業スキームの見直しを図ることを併せて要望する内容となっております。

以上の内容で、本日お諮りいただきました後、大変申し訳ございませんが本日、市長が公務のため不在となっておりますので、後日事務局より市長に対し答申書をお渡しさせていただきたいと考えております。以上です。

【会長】

只今のご説明についてご意見等ございませんでしょうか。

（意見なし）

【会長】

それでは、答申書（案）について、事務局案のとおりとしてよろしいか、お諮りします。

(「異議なし」の声あり)

【会長】

ありがとうございます。ご異議がないようですので、答申については事務局案を採用し決定いたします。後日、事務局より市長に対し答申書の提出をお願いします。

本日の議題は以上となりますが、事務局より何かございますでしょうか。

【事務局】

委員の皆様本日は誠にありがとうございました。

本日、ご承認いただきました小規模乗合型輸送システムの導入等につきましては、来年度より事業実施いたしますよう、ご答申いただきました内容をもって調整を進めてまいります。

本事業につきましては、今後3年間の実証運行期間中に事業スキーム等の見直しを図って参りますので、委員の皆様には引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

また今後、公共交通の利用促進についても引続き検討して行く予定でございますので、まずは門真市内の公共交通の現状について把握させていただくため、可能な限り各事業者様のお持ちの運行データなど必要に応じ、ご提供いただければと考えておりますので、併せてご協力いただきますようよろしくお願い致します。

6. 閉会

【会長】

以上で終了させていただきたいと思います。皆様、本日は議事進行にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

来年度についても引続き継続して乗合タクシー事業の検証を行うこととなっておりますので、皆様よろしく願いいたします。

最後に事務局よりお願いします。

【事務局】

本日は大変お忙しいところ、大変貴重なご意見を頂き誠にありがとうございました。

それでは会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

以 上